

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																				
(前 略)	附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。																																				
別表第1 (第2条関係) (略)	別表第1 (第2条関係) (同 左)																																				
別表第2 (第3条第2項関係)	別表第2 (第3条第2項関係)																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第10号及び第11号を除く。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)<u>及び</u>第26条に定める事項</td> <td>研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第2条(第7号、第10号及び第11号に限る。)、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第28条(第2号を除く。)に定める事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第10条第3号に定める事項</td> <td>男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第10号及び第11号を除く。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(略)		分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。) <u>及び</u> 第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事	(略)		分掌規程第2条(第7号、第10号及び第11号に限る。)、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第28条(第2号を除く。)に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事	分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。)<u>及び</u>第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第2号、第3号<u>及び</u>第12号に限る。)、第26条<u>及び</u>第28条に定める事項</td> <td>戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第10条第3号に定める事項</td> <td>男女共同参画・国際・広報担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。) <u>及び</u> 第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(同 左)		分掌規程第8条(第2号、第3号 <u>及び</u> 第12号に限る。)、第26条 <u>及び</u> 第28条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	(同 左)		分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	(同 左)	
事 項	決 裁 者																																				
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第10号及び第11号を除く。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																																				
(略)																																					
分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。) <u>及び</u> 第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事																																				
(略)																																					
分掌規程第2条(第7号、第10号及び第11号に限る。)、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第28条(第2号を除く。)に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																																				
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事																																				
分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事																																				
(略)																																					
事 項	決 裁 者																																				
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。) <u>及び</u> 第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																																				
(同 左)																																					
分掌規程第8条(第2号、第3号 <u>及び</u> 第12号に限る。)、第26条 <u>及び</u> 第28条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																				
(同 左)																																					
分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																																				
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																				
分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																				
(同 左)																																					
別表第3 (第4条関係) (略)	別表第3 (第4条関係) (同 左)																																				